川崎市都市計画公聴会 川崎都市計画道路の変更(3・5・14号 野川柿生線の変更)

公述意見の要旨と市の考え方

平成24年12月

1 都市計画案の種類、名称及び土地の区域

(1) 種類及び名称

川崎都市計画道路の変更(3・5・14号 野川柿生線の変更)

(2) 土地の区域

追加する部分 川崎市 宮前区 初山2丁目及び菅生5丁目地内

削除する部分 なし

変更する部分 川崎市 高津区 野川、千年、新作3丁目、新作4丁目、未長、久本1丁目、久本2丁目、下作延2丁目、下作延5丁目及び上作延地内

宮前区 野川、神木本町2丁目、神木本町3丁目、平1丁目、平2丁目、平3 丁目、平5丁目、初山1丁目、菅生1丁目及び菅生2丁目地内

多摩区 長沢2丁目、長沢3丁目、長沢4丁目、南生田4丁目及び南生田5丁目地内

麻生区 東百合丘2丁目、東百合丘3丁目、王禅寺、王禅寺東1丁目、王禅寺東2丁目、王禅寺東3丁目、王禅寺東5丁目、王禅寺東6丁目、下麻生1丁目、下麻生2丁目、下麻生3丁目、上麻生、上麻生6丁目及び上麻生7丁目地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1)日時

平成24年2月25日(土)午前10時00分から午前10時30分まで

(2)場所

市立菅生小学校体育館(川崎市宮前区菅生1-5-1)

3 公述人(1名)

 227(11)
公述人
A

公述意見の要旨

都市計画道路野川柿生線において変更後の区域となる初山地区から蔵敷交番前交差点付近が一番混雑していると感じる。野川柿生線が変更無く開通していれば、問題は大きく解消するものと思われるが、これが廃止ということになるので、最善を尽くしていただくことを願う。

緑地のバス停付近はS字カーブになっている。カーブを少しでも緩くするため、幅員を広くして欲しい。 そうすれば、バスベイが設けられ、また屋根付きの停留所もできると思う。

「食品館あおば」付近の事業団地入口交差点について、横断歩道が1箇所設けてあるが、これを両側につけて欲しい。ここは通学路であり、日中から夜まで買い物客等の歩行者も多い。また、前に菅生保育園があるため、通勤時の貴重な時間を割いて、送迎の際に1回信号を待つというのは時間のロスであると思う。

蔵敷交番前交差点の右折レーンを拡幅して欲しい。 大きな道路が交差しているところでもあり、交通渋滞 に非常に影響を与えるところである。

市の考え方

既存道路を都市計画道路野川柿生線として活用するにあたり、道路線形について検証したところ、道路構造を決定する際の基準となる、道路構造令に定める基準値を満たしているものの、公述の意見を取り入れ、より安全性や利便性を高めるべく、線形改良等に向けた取組みを行いました。

しかしながら、今回の都市計画手続きにおける限られた期間の中では、合意形成を図ることが極めて困難であったことや、新たに私権の制限をかける行為については、極力避けるべきであることから、用地取得を伴う拡幅は困難であると判断いたしました。

道路における横断歩道の設置権限は、交通管理者である神奈川県警察の所管となっております。

そこで、計画の変更に伴い、交通管理者の意見を伺ったところ『御要望の横断歩道設置については、店舗駐車場出入口があり、歩行者の安全な滞留場所の確保が困難であることから、現段階では設置が困難であり、既設横断歩道の利用をしていただきたい。』との見解でありました。今後、更なる安全対策が必要となる場合は、交通管理者等と連携し、必要な対策を検討してまいります。

都市計画道路野川柿生線の計画変更にあたり、当該交差点の渋滞度合いを示す指標について検証したところ、現時点では基準値を満たしており、交通処理上の問題は無いと考えております。

また、拡幅には新たに用地取得が必要であり、沿線部分では既に土地利用がなされていることから、拡幅は困難であります。

今後、道路混雑が深刻化した場合は、交通管理者等と 連携し、必要な対策を検討してまいります

以上のことから、都市計画素案を変更せずに、都市計画案とするものです。

A公述人